

○新潟県中東福祉事務組合職員の育児休業等に関する規則

平成8年3月1日組合規則第4号

改正

平成18年1月1日組合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成8年組合条例第2号）による準用条例（平成18年五泉市条例第33号）第12条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の育児休業等に関する規則（平成18年五泉市規則第25号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 新潟県中東福祉事務組合職員の育児休業に係る給与等に関する規則（昭和52年組合規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成18年1月1日組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。